

淀川水系流域委員会 第2回住民参加部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

田中真澄委員 塚本委員

日時：平成15年3月27日(木) 12:30～14:35

場所：国立京都国際会館 1階 1階 Room B - 2

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは定刻を過ぎておりますので、只今から淀川水系流域委員会第2回住民参加部会を開催させて頂きたいと思っております。

司会進行は、三菱総合研究所の新田が務めさせて頂きます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は4つのテーマ部会と最後に委員会を開催いたします。同日に5つの会議を行うという開催方式をとらせて頂いております。午前中に利水部会を開催し、現在、住民参加部会ですが、向こうの会場で治水部会を同時に行っております。この後、環境・利用部会と委員会という順番で進めていく予定です。

まず配付資料ですが、本日の資料はテーマ別部会の横の情報共有等の観点から、資料は全部共通の会議資料となっております。あわせてご覧下さい。その後のテーマ部会及び委員会でも同じ資料を用いますので、お手元の資料は続けてご使用頂きたいと思っております。

まず、「発言にあたってのお願い」、それから議事次第ですが、各部会の議事次第を一緒におつけしております。住民参加部会のは最後のところに入れてあると思っておりますので、ご覧頂ければと思います。

それから資料1、「委員会および各部会の状況（提言通りまとめ以降）」です。資料2-1、2-2があります。

資料2-1が「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点について」と。こちらが皆さまの方から20日締め頂いた意見をもとに、部会長代理の方で論点をまとめて頂いたものです。

皆さまのお手元には資料2-1の補足ということで、各委員からの意見を書かせて頂いております。こちらの方の資料につきましては、それぞれの部会の意見もあわせて出されております。例えば、治水、利水、或いは環境・利用といった点で、住民参加に関わる部分の意見も幾つか出されているようですので、もしお時間等ありましたら、あわせてご覧頂ければと思います。

資料2-2です。テーマ別部会、これも共通の資料ですが、「『提言（030117）版』と『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』の比較資料」です。

資料3が住民参加部会のみ使用予定ですが、「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」ということです。

こちらは前回、作業部会で、川上委員他3名の方が作業部会のメンバーとして指名されておまして、そちらの方々が3月に2回ほど作業部会を開催しております。川上リーダーが中心にまとめられました、河川整備計画策定時における具体的な方法ということで、幾つかの提案をまとめられております。そちらが資料3です。

資料4は「委員の追加等について」。これは委員会のみで使用予定です。

資料5が「自治体説明・意見収集状況」ということで、河川管理者からの提供資料です。この分厚い資料です。こちらの方は、これまで河川管理者の方で行われました説明資料に関する自治体への説明というものを行われております。それについて、各自治体の方から意見

が寄せられております。それをまとめられたのが資料5です。こちらの方が各自治体はこういう意見を持っていますよということで書かれていますので、本日、特にこれを審議する予定はありませんが、参考にご覧頂ければと思います。

資料6が今後の会議の日程です。

それから参考資料1、「委員および一般からのご意見」です。簡単にご説明しますと前回の会議以降、合わせて10件の意見が寄せられております。流域委員会についてのご意見及び河川管理者に寄せられた意見が織りまぜて提出されております。主としては、説明資料についてのご意見が大半になっております。住民とか市民の方から、こういう意見が寄せられているということで、各分野、治水や利水等で、参考としてご覧頂ければと思います。

それから、参考資料2-1と2-2が本日のこの部会での関係資料です。参考資料2-1、「参加型アセスの手引き」。参考資料2-2、「4. 河川総合計画に関するSEAの事例分析(アメリカ)」とあります。2つの資料とも山村委員からの提供資料で、こちらの方は先日の川上リーダーを中心とする作業部会の中で使われた資料で、部会の方々にもご覧頂きたいということで、本日提供させて頂いております。後ほど、説明の補助資料等で使われるかもしれませんので、あわせてご覧頂ければと思います。

最後に参考資料3です。これは環境・利用部会で使用予定です。「環境・利用部会参考資料(ダムに関する環境影響評価書等)」の資料について、現状こうなっているというのをまとめたものです。

以上が資料の確認です。

机上の資料として原案説明関連の資料、提言冊子等を置いております。各テーブルには過去の委員会で用いられました現状説明資料と、一般意見聴取ワーキングでの資料をおつけしております。同時開催なので別の会場の方に議事録を置かせて頂いておりますので、本日は議事録については省略させて頂きます。

それから、発言にあたってのお願いですが、傍聴の方、委員の方ともマイクを用いて下さい。本日のマイクはやや特殊なマイクになっております。皆さま、何度かお使いになられてもうおわかりかと思いますが、緑色のボタンを押しますと赤いランプが点灯します。それで、しゃべれるようになります。発言が終わりますと緑色のボタンをもう一度押して、赤いランプが消えたことをご確認頂ければと思います。

後ほど一般傍聴の方々の意見を賜る機会を設けさせて頂きます。必ずマイクを通して、まず発言の冒頭にお名前を頂くよう、よろしくお願いいたします。

今、12時40分過ぎですが、14時半に終了させて頂きたいと存じます。後の方がつかえております。場所の入れかえ、移動等の時間が1時間ほどしかありませんので、時間どおりに終了できますようにご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、只今から審議に入りたいと思います。三田村部会長、よろしくお願いいたします。

三田村部会長

座って審議の方に入らせて頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

庶務からご説明ありましたように次の会議もありますので、2時半までに終えたく思っております。ご協力お願いいたします。

本日はご多忙のところ、本当にありがとうございます。私、月曜日の夜に寒いバイクから帰ってきたばかりで、まだ浦島太郎の状態です。何もわからない状態ですので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、審議の1つ目に入りたいと思います。「1）第18回委員会以降の状況報告」、庶務の方、ご説明よろしく願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1の説明]

三田村部会長

ありがとうございました。今のご報告に対して何かご意見はありませんでしょうか。

では、次の「2）淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換」に入りたいと思います。

庶務からご説明がありました、論点がまとめられております資料2-1をご覧ください。18ページから住民参加部会についての論点がまとめられております。

住民参加部会の論点についての意見交換に入りたいと思います。資料2-1にまとめられておりますのは委員の方々が出されたご意見をもとにつくられた論点です。どのように進めればよいのか私も判断がつかかねております。と言いますのは、本日の会議で全部終了できるかどうかわかりませんので、1つ1つ意見交換を頂いた方がよろしいかと思いますが、取り敢えず全体を見通して頂ければと思います。

資料2-1の18ページをご覧ください。4.「住民参加部会の論点について」の「(1)計画策定、推進(4.1、5.1)」があります。論点は、計画のチェック、見直し方法等はこれでよいか、河川レンジャーはこれでよいか、それから、河川に関わる市民をどのように増やしていき、組織づくりをどのようにしていけばよいかということですね。住民参加の理念を踏まえて実践するためにはどのようにしていけばよいかということです。

(2)環境分野に関しては、住民との連携はこれでよいか、或いは自治体、関係機関等の連携はこれでよいかということです。環境学習を進めようということですが、その方法や位置付けをどのようにしていけばよいかということです。

(3)治水分野では、「災害に強い地域社会づくり」のための住民の役割とはどういうものがあるか、住民との連携に必要な事項は何か、自治体、関係機関との連携はこれでよいかということです。

(4)利水分野に関しては、論点は水需要管理・節水社会づくりに向けた住民の役割とは何か、住民との連携に必要な事項はないか、節水型産業社会づくりをどのように進めるべきかということで、例えば、非常に水を使う産業である農業をどのようにしていけばよいかも

ここに入ると思います。自治体、関係機関との連携をどうするのかもあげられています。

(5)利用分野に関しては、住民同士が考え、ルールを決める仕組みづくりとは何なのか、住民との連携をどう推進するか、自治体、関係機関との連携はこれでよいかということです。

(6)ダムに関しては、ダムの計画における判断決定の第三者機関の設置の方法はどのようにすればよいか、住民との連携のあり方と論点がまとめられております。

順番に参った方がよろしいかと思ひます。全体に関わるご意見でも結構ですが、18ページの(1)からご意見をちょうだいしたいと思ひます。どのようにこの論点に沿って、或いは論点を変えていくかということも含めて、いかがでしょうか。

荻野委員

質問です。これで良いかと書いて頂いているのですが、「これ」とはどれを指すのでしょうか。

三田村部会長

資料2-1に書いてある論点で、これから住民参加部会が検討を進めていってよいかということ。

荻野委員

例えば2つ目の丸で、河川レンジャーの位置付けはこれで良いかとか、方法はこれで良いかと書いてあるのですが、その「これ」というのはどれのことでしょうか。

三田村部会長

説明資料(第1稿)に関する意見です。

荻野委員

「これ」というのは、説明資料(第1稿)のことを言うわけですね。

提言は提言としてこちらに出ているわけですから、提言ではないですね。

庶務(三菱総合研究所 新田)

補足をしたいと思ひます。

ここに参考と書いていますのが説明資料(第1稿)の具体的な内容を示しています。ご質問の趣旨からいきますと、A3の横の説明資料(第1稿)が「これ」の中身です。

河川レンジャーの位置付けや内容について、説明資料(第1稿)の中で述べられている内容でよいかという趣旨です。

荻野委員

「これ」がどれにあたるか1つずつわかればありがたいです。

嘉田部会長代理

皆さまの机の上に、グリーンファイルがあります。その中の説明資料(第1稿)というのがいつも出てくるのですが、それが提言に対して河川管理者の方が出して下さった説明資料です。具体的には第18回委員会で出された資料になるのでしょうか。

庶務の方で、どれが一番「これ」とか「それ」等の代名詞を見るのによいか、具体的に指定して下さい。

庶務(三菱総合研究所 新田)

グリーンファイルの中で第17回委員会という緑色の仕切り紙がつけられた部分にあります。「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」です。その中のページ数を書いております。

例えば、(1)の部分につきましては、計画策定、推進(4.1、5.1)ということで、具体的なページは3ページですね。この説明資料(第1稿)の3ページに、例えば「4.1 計画策定・実施のあり方」、「5.1 計画策定・推進」と書いております。

例えば「5.1.2」では河川レンジャーとして河川・環境学習の仕事を試行的に依頼、と書かれていますが、この内容と提言の中身とが合致しているかということです。

論点の方にも参考の部分に、説明資料内容と書いて説明資料 P3 と書いてあります。(2) 環境分野ですと P7 からです。その中に書かれている、例えば琵琶湖淀川流域水質管理協議会について等、住民参加に関わる内容について、これでよいかということです。

嘉田部会長代理

皆さま、資料はわかりましたでしょうか。右と左にやりながら見ることになると思います。

塚本委員

淀川水系流域委員会で提言している理念として、風土、文化、流域特性というのがあってと思います。そうすると、日本語というのは重要だと思えますから、レンジャー或いはワークショップ等という横文字をできるだけ日本語にかえて頂きたいと思えます。

住民参加で広くいろいろな方たちとコミュニケーションしていこうとしたら、今のような言葉、ワークショップとは一体何だという疑問が出てくると思えます。皆さま、平気で使いますが、深く理解しようする場合、言葉自身がとても大事だと思えます。基本的には、言葉自身の意味を考えながらやっていけたらよいなと思っております。

本多委員

資料2-1の18ページの(1)の計画策定、推進というのは4.1と5.1のところをあらわしており、それに対応する国土交通省が出された説明資料(第1稿)は、先ほど説明がありましたファイルの17回委員会の部分の3ページに該当すると思えますが、そこについて発

言をさせて頂きます。

説明資料(第1稿)3ページの左側に第5章、具体の整備内容とあり、その枠の中の5.1.2というところに、「河川レンジャーとして河川・環境学習指導等を試行的に依頼し」とありますが、この部分についてお話をさせて頂きたいと思います。

河川整備計画における河川・環境教育の目標はどこにあるのかをまず明らかにする必要があります。説明資料(第1稿)ではただ単に「地域の自然等に詳しい方や団体から人選して」と書かれておりますが、そもそも私たちが河川の環境教育をする目標はどこにあるのか、ゴールがどこにあるのかということが一番大切ではないかと思えます。文部科学省が行う環境教育でも、経済産業省が省エネを目的として行う環境教育でもないはずで、環境教育の中身は類似したことがたくさんあるかもしれませんが、切り口は全然違うはずで、

1つの事例として、国土交通省の「国営讃岐まんのう公園」を説明させて頂きます。ここでは、市民参画で公園づくりがなされており、ボランティアの方々が公園の自然や歴史や風土等を来られたお客さんに解説する活動をされています。公園を開園しました時には、国土交通省の副大臣や国会議員がこられました。彼らはこの公園の基本計画から基本構想まで全部マスターしたボランティアとして、話しています。ただ単に、その地域の自然に詳しいとか、公園の中の自然や歴史に詳しいだけではないのです。

河川での環境教育を進めるというところですが、河川整備計画を理解された方々にリーダーとして参画して頂かないと、ただ単にその地域で自然を見たり、魚を見たり、鳥を見たり、植物を見たりすることで終わってしまうと思えます。

我々のやる環境教育には、河川整備計画という目標が果たされるよう河川の中での環境教育をしていくレンジャーが必要になると思えます。そう考えた時、ただその地域で自然に詳しいだけではなく、何のためにやるのだという河川整備計画の目標をよく理解した人材を育成しないと、河川の中での川との触れ合い、自然との触れ合いを通じて川のこと考えたり、関心を持ったり、河川整備計画に理解をして頂いたりして、自分がこの川とどう関わっていたらよいのかがわかるようにはならないと思えます。

例えば、節水を心がける、川の水を汚さないように油は流さない、雨が降った時には少しでもためなければいけない等いろいろなことを理解し、また何故ダムが要するのか、何故狭窄部を削らなければいけないのか等についても考えて頂ける市民が最終的にできるような環境教育でなかったら、国土交通省が河川整備計画の中でやる環境教育にはならないと思えます。

そうすると、レンジャーの人たちは、間に合わせで持ってくるのでは駄目だと思います。目標を達成するためには、環境教育をやる人材、リーダーを育てる仕組みや、そのようなプログラムをつくれる仕組み、それを支援する制度、そのような人たちが河川で活動する仕組み等もあわせて考えないといけないと思えます。

そういうことを考えると、説明資料(第1稿)では間に合わせ的な考え方が出ているようで、少し疑問を持っています。

満濃の事例は、そういう意味ではボランティアの人が公園と一緒にあって、基本計画を理

解した上で、公園づくりを行政と市民が一緒になってやっている例があるということで、この5.1.2のレンジャーの人選等の部分についてご意見を申し上げさせていただきます。

嘉田部会長代理

今の本多委員のご意見をまとめて言うと、河川レンジャーの目的は、人材を育成することだということですね。その人材を育成する、その先の目的は何でしょう。そこを明示化して言って頂いた方がよいと思います。

本多委員

河川レンジャーは、説明資料(第1稿)にも書いてありますように河川環境教育、河川の環境の学習を進める指導者だと書かれております。そのレンジャーが、どのような目的で河川環境教育をやるのかという目標は、国土交通省の整備局がやる場合においては、今回つくられる河川整備計画が目標になるのではないかと、その位置付けをしっかりとした上で、そういう環境学習と、それを支える仕組みが要るであろうという話をしているのです。

嘉田部会長代理

今の目標理論に関わってです。

山村委員

この進め方で、今のような議論をしていると、2時半までに終わりません。今の問題を例にとりますと、資料説明(第1稿)というのは、あくまで項目であって、内容については別に配付されております河川管理者からの提供資料として、説明資料(第1稿)に関わる具体的な整備内容シート(第1稿)というのがあります。その中に、レンジャーについてさらに詳しく書かれております。ですから、むしろそこで議論すべき問題であると思います。そういうことをやっている、とても先に進みません。第1段階でとまってしまおうと思います。進行方向を整理して頂いた方がよいのではないのでしょうか。これもやるのか、ここまで入っていくのか、この説明資料(第1稿)だけでやっていくのかという点ですね。

三田村部会長

私の考えでは、少し首を入れつつ出しつつ、大体の論点をまずまとめてから深入りしていきたいと思います。そのためには、今、本多委員がおっしゃったようなところの導入部くらいまではお話し頂いてもよろしかろうと思っています。

ただ、環境学習というのはまだ定まったものではないと思っています。どういう環境学習が本来の環境学習であるかという議論までやってしまいますと、とても時間的に間に合わないだろうとは思っています。

河川管理者(近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田)

今、レンジャーの話と進め方の話があったのですが、レンジャーについては、我々は提言を踏まえて考えたつもりです。もしも、委員の皆さまが、提言とマッチしてないということであれば、ご意見頂きたいと思っています。

レンジャー関係につきましては、提言の4-26ページに河川レンジャーという形で提言を頂いております。それに対して、こういうことだなということで説明資料(第1稿)を公表させて頂いた形になっています。

もう1点は、今回河川管理者からの提供資料、15年3月17日という、この分厚い冊子につきましても、4枚目に、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に係る具体的な整備内容シート(第1稿)という形で索引があります。この中に、説明資料(第1稿)、つまり緑のファイルのA3の資料を縮小したものがついております。これを見て頂いた方が幅もとらないのでよいのではないかと思います。その3ページを見て頂きますと、今言われている具体内容、5.5.1で計画の進捗チェックとか、その下の方で河川レンジャー等々がうたわれています。

赤い字で計画1、計画2など書いております。それが、詳しく整備内容シート(第1稿)に示しております。この整備内容シート(第1稿)には黄色い紙が挟み込んでありますが、その次のページの左上に計画の1というナンバーが打っております。これが説明資料(第1稿)の整備内容シート(第1稿)になっており、河川管理者がもっておりますイメージをさらに詳しく示させて頂いております。それでよろしくお願ひしたいと思ひます。

荻野委員

緑色のファイルの資料は重複しているのですね。

河川管理者(近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田)

緑色の資料を縮小しているだけなので、全く同じものです。幅をとりませんので、こちらの方がわかりやすいかと思ひます。

嘉田部会長代理

では、整備内容シート(第1稿)という資料の方が見やすいので、こちらを見て下さい。私どもも、今日初めてですよ、これを提供して頂いたのは。

本多委員

事前に送ってもらっていますが、公の場に出たのは今日が初めてですね。

嘉田部会長代理

そうですね。事前に送ってもらっている人もいますし、今日初めての方もおられます。こは赤で入れて頂いていますから、こちらの方が、議論をするのには一歩進められると思ひ

ます。

今の本多委員のお話は、確かに山村委員の言われるように、1つずつ中に入って議論したら大変だと思いますが、かなり大事なところですので、少し議論をして頂きたいのです。

河川レンジャーという名前がよいのかということ、塚本委員からも問題提起して頂いています。その辺りも含め、提言を書く時にもいろいろご意見があったのですが、このレンジャーという言葉は「管理をする」という意味合いが強いのです。しかも片仮名で、現場に持っていった時に殆ど理解して頂けません。それは、私どもが経験していることです。例えば「川守り人」という提案もあったのですが、この名前がよいのか、そのねらいはどうかということ、ご意見がありましたらお願いいたします。

川上委員

河川レンジャーの提案者として、お話をしたいと思います。

提言に河川レンジャーは簡単にしか入っておりませんが、そのもとになったのが中間とりまとめでして、中間とりまとめでは5ページほどにわたり詳しく書かれております。

この整備内容シート(第1稿)をつくるにあたり、河川管理者の方から河川レンジャーについて私にお問い合わせがありました。その際、中間とりまとめに比較的詳しく概念を書いているので参考にして下さいとお答えしました。それで作られたのがこの計画1のフロア等であると思います。

先ほど、本多委員から貴重な意見を聞かせて頂いたのですが、私も同感です。ただ、河川レンジャーというのは、この計画1のシートの右下に書かれておりますように、河川環境教育だけではないのです。治水にも関わりますし、利水でも節水の啓発等、総合的な役割を果たして頂こうと考えて提案したわけなのです。

全く新しい機能ですので、正式な名前も含めて、河川レンジャーはいかにあるべきか、いかに活用すべきか、どういう役割を果たすべきかということを検討する、河川管理者もNPOも様々な主体が関わった検討会を行い、その中から仮称河川レンジャーをつくり上げていくというシステムが必要だと思っております。

今の段階では、こういうレベルかと思っております。

嘉田部会長代理

そうすると河川レンジャーと名称を固定するのではなくて、これから動いていく上で、名前は変え得るというご提案と考えてよろしいでしょうか。

川上委員

はい、そのように思っております。

ただ、ある程度自主管理というか、住民とのパートナーシップよりもう少し管理にかかる部分も役割として果たすべきと思っておりますので、レンジャーという言葉にかわる適切な言葉が考え出されるべきと思います。

嘉田部会長代理

これは大事なことだと思いますので、確実に明記をしておいて頂けたらと思います。

藤井委員

今の名称の問題ですが、名前が変わっていくのではなくて、先に名前を固定した方がよいということと、レンジャーではなくて、嘉田委員がおっしゃるような川守りなど、子供からお年寄りまでわかるような言葉がよいと思います。滋賀県愛東町の環境基本条例を、孫子安心条例としましたら、お年寄りまで孫子安心条例と年中言うのです。中身がわかるかは別にしても、口に出る言葉がよいと思います。

先ほど本多委員が、河川整備計画をベースにした環境学習とおっしゃいましたが、そこに住んでいる人たちは省庁の縦割りで生きているわけではないのです。私自身は環境省の環境学習等の委員会のとりまとめに関わってきましたが、そこでも同じような議論をしているのです。縦割りでなく、農林水産省も環境省も文部科学省も、関わるものを全部含めて、河川整備計画をきっちり専門的に語れると限定しない方がよいというのが、私の意見です。

本多委員

環境教育は、非常に幅広いものです。文部科学省の切り口、経済産業省の切り口、いろいろな方面で、おっしゃるようにあるのは事実です。いやしの効果もあれば、資源を大切にしていこうという効果もありますし、様々な、幅の広いものが環境教育であると、私も理解をしております。

しかし、環境教育を実施する主体が何かを考えました時に、何のために税金を投入してその取り組みをするのかというと、決して、文部科学省や環境省の肩がわりをすることではないはずです。河川整備計画の中に環境という問題が入っている中で、国土交通省としてどのように皆さま方に、川づくりと一緒にやっっていこうということを理解して頂き、川の自然と親しむことを通じて、川のことを考えて頂けるような輪を広げていくのかということですから、目標をあいまいにしてしまうと、国土交通省がやる環境教育とは本来何なのかがわからなくなると思います。

もう1つ、川上委員の意見に私も賛成です。環境教育というのは、決して自然を勉強することだけではないに、治水や利水やあらゆる分野にわたって、私たちのライフスタイルまで考えるようなものでなければならぬと思います。そういう意味では、環境教育の内容についてはさらに検討が必要だと思います。

嘉田部会長代理

大変重要な論点です。孫子安心条例というのは、暮らしの場から暮らしを地域社会でどう維持していくのかというのが、省庁を超えた住民の関心であるというのが藤井委員のご意見だと思うのですが、本多委員の方は、あくまでも環境教育のねらいということになっており

ます。これは重要な論点ですので、村上委員の意見は、そこに関わってきますか。

村上委員

まず河川レンジャーのことから話をします。前から、レンジャー制度については慎重に話をした方がよいということを川上委員にも申し上げているつもりですし、琵琶湖部会でも言っております。何故かという、例えばレンジャー制度が今ここに出てきたとして、私の地元でだれが河川レンジャーになるのだろうと考えた時に、疑問に思ったわけです。

中間とりまとめの時には、ある程度の報酬とか権限等について書かれていたと思いますけれども、そうなると、もう半分仕事です。河川管理者の方がこの人は河川レンジャーだと決めた時に、私もなりたかったという人が怒るでしょうし、いろいろな環境団体があって、その人たちが河川レンジャーになるのしょうけれども、考え方が違う人同士もありますから、河川レンジャーというものを国なり権限がある者が決めることが本当によいのかどうか、非常に疑問を持っているのです。

藤井委員がおっしゃったように、住民は縦割りで生きているわけではないので、河川レンジャーのような形で地元の人が河川管理に積極的に関わるための窓口の人が要るということは私も申し上げています。それは生活の一部として川の管理に携わるということであって、決して河川整備計画を浸透させるためではないと思います。そのための人材が要るということには賛成しますけれども、河川レンジャーを制度として位置付けて、国が設定してだれかを指名するというのは、私はおかしいと思います。

提言の時に反対意見を出すべきでしたが、締め切りが過ぎてしまい出せませんでした。提言として出していることですから、将来的にはこういう人が地元にいることを目指すべきだと思います。ただ、いきなり制度を設けるのは変ではないか、1つのステップがこの前にあるのではないかと思います。

今は河川レンジャーの域に話が入ってしまいましたけれども、そもそも計画のやり方とか整備の進め方というのが最初の論点ですね。住民参加の論点1を検討していますが、その枠組みが不十分ではないかと思っています。

住民の参加とか、住民と一緒に考えて河川整備計画をつくるという前提になっていない段階で、河川レンジャーだけつくったとしましたら、河川レンジャーは河川整備計画を浸透するための人にはなれても、住民自体が自分たちで川を管理しようという状況はつくれないと思います。

河川整備計画の進め方に、河川レンジャーなり何なりの前に1つ項目をつけ足す必要があると思います。後でできれば議論したいと思いますが、例えば整備事業を進める時の住民参加の手引を、淀川独自のルールでつくることを1つの事業として入れて、そういうものを進める中で、地元から信頼され、常に自分たちが提案をして、皆をまとめられる人が出てくれば、その人は自然と河川レンジャーになるでしょう。まず周りからそういう状況をつくって、結果的にそういう人がいる、できるという状況をつくらないと駄目だと思います。河川レンジャーというのはそういう形で位置付ければよいと思います。その辺のご意見をお

願いたいと思います。

川上委員

河川レンジャーという言葉は今この場では使わせて頂きますけれども、要するに河川管理者とパートナーシップでこれをつくり上げていこうというということで、住民参加の1つのパターン、そしてパートナーシップの1つのパターンであるという考え方ですから、村上委員がおっしゃっていることと大きくは変わらないと思います。

村上委員

その通りなのですが、プロセスの問題なのです。今ここで河川レンジャーと呼んでいるような、皆さまに川のことも教えてあげられる、河川整備に関しての提案もしていくし、皆さまの合意もつくっていくというような信頼をその人がかち得るには、だれから信頼を得ればよいかというと、行政ではなくて住民なのです。

住民からの信頼はどうやって得るかということ、実際にやっていた実績から生まれるのです。ですからまず行政方はそのような実績を生み出す状況をつくって、その中で住民が参加して、あの人はちゃんとやってきたという状況が生まれた時、もう立派な河川レンジャーになっていると私は思います。そのプロセスが最初ではないかと申し上げているのです。

嘉田部会長代理

大変重要なキーワードですね。河川レンジャー（仮称）は、行政からの信頼はある部分必要かもしれませんが、村上委員がおっしゃったのは住民からの信頼が得られていないと実際は動けないということですね。この辺りのところが、藤井委員と村上委員の、ある意味で足元が地域にあるかという主張と思います。本多委員と川上委員の場合は、対立的に言わせて頂きますと、制度なり具体的な川なりの方から見ていっています。本多委員なり川上委員は、地域社会とどうつながっていったらよいと思うのでしょうか。その辺についてご意見はありませんでしょうか。

本多委員

具体的な話としては、満濃の取り組みがよくわかると思います。満濃でも、公園ができる前に、その地域で自然観察会や自然保護の運動を住民の皆さまとやっておられた方々がいらっしゃるのです。大切な自然があるから、公園づくりの中にも生かして下さいという地域社会の中での地道な運動があった上で、そういう方々が、公園の中での取り組みに参画するように、まさにパートナーシップでやっていくようになってきたのです。

では、そういう人たちがそのまま、公園の整備計画の中で一緒に公園づくりをやっていくのかということ、またコンセプトも違いますし、それぞれ団体には思いもあります。そこで、公園の中に位置付けてやる環境教育のボランティアとは何かを整理した上で行われているのです。環境教育というのは幅広いですから、村上委員がおっしゃっていたように、議論を

して整理をした上で、取り入れていくことが大事だと思います。

しかし、位置付けがどこにあって何のためにやるのか、河川レンジャーとは何のためにあるのかを明確にせずに語ってしまったら、国土交通省がお金を投入してやる意味を見出せないのではないのかということです。

嘉田部会長代理

論点を整理させて頂きますと、後ろの方にも例えば若者や子供たち、或いは関心を持っていない人たちにどう関わって頂くのかということを書いています、「運動なのか」「生活なのか」ということだと思います。

地域社会の中で、あの人は運動していると言った途端人は離れてしまい、特殊な人と見られてしまって、地域からの信頼が得られないところがあります。けれども、社会的には、マスコミや行政からは運動している人は見えるのです。その辺りのところはもう永遠の課題なのです。おそらくここだけではなく全国的なことでしょう。

そのような問題があるということ、論点で明記させて頂いて、次の課題に行かせて頂きたいのですが、大事な議論が出てきたと思います。目標は運動なのか、地域社会の生活の安寧なのか。地域社会の生活の安寧というのは、ある意味望洋としているかも知れないのですが、藤井委員なり村上委員がおっしゃっているのはその辺りと考えてよろしいでしょうか。

藤井委員

そうです。川とのつき合いがベースです。

嘉田部会長代理

その中に川もあれば、生き物もあり、場合によってはエネルギー問題もあります。これは各省庁で分かれています。暮らしは省庁で分かれていないという、その部分がここの論点で出てきたことが大変大事ではないかと思います。

もう1つの問題は、名称です。レンジャーなりパートナーシップという言葉です。行政、或いはマスコミでもよく片仮名言葉が出ますが、片仮名言葉をそのまま家や地域に持っていても伝わらないという塚本委員の指摘は大変大事です。私たちが実践をやろうとすればするほど、その部分に必ず突きあたりますので、その辺もこの第1の論点から出てきた問題として、まとめさせて頂いてよろしいでしょうか。

川上委員

名は体をあらわすということで、名前はすごく大切だと思います。また、だれが河川レンジャーになり得るのかということですが、必ずしも個人だけを想定しているわけではなく、複数の人々、或いは場合によるとNPOもありえると思います。新しいNPOをつくることも含めて考えていったらよいと思います。そのこともパートナーシップの検討会の中で議論をして、一緒につくり上げていくことが大切だと思います。

村上委員

その点について、もう1つ私が危惧していることを申しますと、団体等にある程度業務を付託する際、既に幾つかの分野で起こっている問題があります。もともと運動でスタートしているある団体に、ある業務を毎年定常的にやってもらう形になりますと、パートナーシップと言いながらも、外からは癒着みたいに見える状況が生まれつつあるのです。

結局はそのこの集団や個人なのですが、毎年行われてきた仕事等で評価するシステムをつくっておかないと怖いということを申し上げます。住民であれば皆さまよいということではなくてということです。

川上委員

説明資料(第1稿)に河川管理者が、まず試行から始めると書いていらっしゃるように、これは1つの社会実験だと思います。流域に理想的な流域社会や市民社会を形成していくための1つの社会実験の要素があると思います。琵琶湖、淀川水系はそこに勇気を持って乗り出していくというパイオニア精神が私は大事であると思います。

失敗してもよいとは言いませんけれども、いろいろな考え方がありますので、必ずしも固定的なものではなくて、紆余曲折を経て進化していくプロセスがあってよいのではないかと思います。

本多委員

河川管理者に考えて頂きたいことがあります。何故河川レンジャーが必要なのですか。そのことをよく考えて計画を考えて頂きたいのです。提言に書かれたからやるということではないと思います。やる以上は、何のためにやるのかということを考えて、そのためにはどういう手だてをしたらよいのかというプロセスを考えて、まずそれを出して下さい。お願いします。

塚本委員

教育というのは、まだまだわからないのです。今回、世界水フォーラムに対して子供たちがいろいろ関わってくれました。中学生たちとつき合うと、非常にわくわくします。同時に、我々自身がどのくらいの許容量を持っているか、どのような実態を知っているかということやっていかないと、恐らく子供たちとはつき合えないというくらい、教育なんていうのはまだまだこれからです。

それからもう1つ、川は河川だけではできないという考え方が、基本的にこの委員会であったはずですが、ですから、きちんと固定するようなことはあまりできないでしょう。というのは、これからいろいろ検討、プロセスをやりながら試行錯誤で、この中にも実施、或いは検討、検討中、中止というのが入っています。ですから、あくまでプロセスでやりながら、何が実現できるかというのを模索していくことになると思います。

もう1つ、パートナーシップですけれども、癒着はおかしいですけれども、お互いに融合してやるということはあると思います。その時に、公平さ、客観性がどのレベルでお互いに持っているかという信頼関係というのもあるわけです。なかなか言葉で簡単に1つのことと言えないですが、これから実体をやっていく時に、初めてそれがあらわれてくると考えます。

嘉田部会長代理

全体の姿勢ということでよろしいですね。

手続的に、計画1と2で整備内容シート(第1稿)が出ているのですが、今の議論を踏まえたと、この整備内容シート(第1稿)ではかなり不足と思われます。この整備内容シート(第1稿)は極めて施設依存的、或いはピュアな運動依存的であって、今議論していたような、つまり地域社会の暮らしに川なり水の問題がどのように深く入り込んでいくのかというところまでは、到底視野が広まってないと思います。委員の皆さま、或いは河川管理者、いかがでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田)

今までに部会なり委員会なりで議論された結果が、この提言になってきたと思っております。我々も、もっと住民の皆さまと一緒に整備していかねばならないということも認識しているつもりです。そういう中で、どのようなもの考えたらいいかを、提言も踏まえながら掲げさせて頂きました。

整備計画(第1稿)では現状の課題、整備の方針、具体の整備内容という表になっていますが、整備内容シート(第1稿)では、これも整理されていますので、見やすいようになっています。計画1につきましても、現状の課題と河川整備の方針も書かれています。そして、具体的な整備内容をピックアップして書かせて頂いていますので、これを全体的に見て頂ければよいのではないかと考えています。

川上委員からもご助言を頂きましたが、例えば左下のスケジュールがあります。いろいろとご議論して頂いて非常にありがたいと思っております。河川管理者だけで決めてよいのかというところがありますので、今のような議論をさらに検討しなければならないと思っております。それを試行して行って、だんだん煮詰まっていき、本格的なものにしていきたいという意味合いも含んでおります。

しかしながら、何もなしでは困ります。そこでいろいろと相談もさせて頂きながら、河川レンジャーは、このような方々を対象とすればがよいかと考えました。ただ、この対象者でも、どのように選んだらよいかは、今ご議論ありましたように、まだ検討しなければなりません。

レンジャーの活動役割を下に書いていますが、これ以上にあるかもしれません。提言から拾わせて頂いて、これくらいかと考えさせて頂きました。

活動するにあたって、試行といえども、どこか基地が必要ではないのかと思います。従

いまして、計画の2ページに、現在あるものしか今は挙げておりませんが、具体的に挙げるということで、淀川資料館やアクア琵琶、河川公園の鳥飼サービスセンター、木津川上流の遊水スイスイ館等を活用してはと思いました。

さらに、防災ステーション等、いろいろ整備局の中にでき上がっております。この防災ステーションをまた基地にすればよいのではないかと、という形で挙げさせて頂いているのが実情です。

これをさらに詳しく全部挙げなさいとなるのであれば、かなり時間がかかると思います。ご配慮の上、よろしくお願ひしたいと思っております。

嘉田部会長代理

これは進行役ではなくて、委員として申し上げたいのですが、私たちが提言で言ってきた仮称「河川レンジャー」の拠点のイメージがアクア琵琶や淀川資料館といったものしかないことが不安なのです。地域から見ておりますと、アクア琵琶等は専門家がいなのです。川のこと、地域とのつながりのこと、歴史も文化も生き物も専門家がいなくて、いわば見せ物の展示なのです。淀川資料館は殆ど死んでいます。行って下さい。資料が寝て、まさに「カビが生えて」います。

このような施設が具体例として出てくるということが大変不安なのです。河川管理者はこのレベルしか理解できてないのかと思います。例えば琵琶湖で言えば、もっと地域に入り込んで本当に地域の方たちとやっぺいこうというところが幾つもあるわけです。その辺りが出発点になって、この後どうするのかというレベルまで考えて欲しいというのが意見です。

河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田）

そのつもりです。ただ、今具体的に示せる範囲ではこのようなところであるということです。今、専門家とか言われましてけれども、そういう基地に専門家等を置いてやっぺい、さらに大きくなっていけば流域センターをつくっていかなければならないとか、そういうものもまた出てくると思います。

嘉田部会長代理

でも、これしか出さないのは河川管理者の側で不勉強だと思います。これは委員としての意見です。

荻野委員

我々が住民参加と言う時、一方に河川管理者がいるわけです。もう1つの側には膨大な地域住民がいて、河川管理者が、河川法という名のもとに、淀川、琵琶湖水系の河川管理をする役割と仕事を演じていらっしゃるわけです。それに対して地域住民の声がたくさんあって、その間の関係がうまくいってないと思われます。河川管理というのは官の側だけで全うできるものではないですから、地域住民がどのように関わるかということが必要です。地域住民

と言いましても、ばらばらでは何の声にもならないので、それをまとめてきっちりとした組織なり機能なりを持ったものをつくらなければいけないということだと思います。

私は、河川管理者と地域住民とをつなぐインターフェースが必要なのだらうと思っています。個々の河川の環境問題、教育問題、歴史、文化という河川に関わる膨大な住民の活動を支援し、国なり河川管理者に意見を言い、国の意見を活動する人々に連絡できるようなインターフェースをつくらなければいけないと思います。

インターフェースは河川管理者と密着してもいけませんし、住民の声だけを、例えばダム反対ということ言うだけでも駄目なので、住民と河川管理者の間にあってきちんとした立場がとれるような組織が必要です。財政的にも独立したものを持たないといけませんし、活動の拠点という意味でも、きちんとしたものがないと絵にかいたもちになってしまいます。

淀川にそういう管理者と膨大な地域住民との間をつなぐインターフェースを是非オーソライズして、そこにいろいろなものを集めたらどうかと思って、この住民参加部会に参加させてもらっているのです。例えば資料2-1の18、19ページにおいても、公害被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）や琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）、渇水対策会議だとか、いろいろなものをつくろうということになっているのですが、あまりたくさん協議会をつくってみても機能しないので、河川管理者と地域住民とをつなぐインターフェースに、ある意味で集約したもので、官のものでもないし、住民だけのものでもないというものを是非つくってもらいたいと思っています。

三田村部会長

ありがとうございました。今のご意見は、提言の最後をお願いしている部分です。例えば、4-26ページの3)に計画の推進にあたっては云々というのがありますので、困った時は是非そういう組織を住民側との協働でつくって頂きたいとまとめてあります。河川管理者の方もそれは実行して下さることと思います。

時間のことを気にして申し訳ありませんが、(2)環境分野に入りたいのですが、なかなかそこまで入ることはできなくなりました。この辺で説明資料(第1稿)に関する意見交換を閉じさせて頂いて、(2)以降は次回に回したいと思います。

よろしいですか。(1)のところでもまだ話したいという方がありましたらどうぞ。

藤井委員

先ほどの拠点の問題、今のインターフェースを含めて、仕組み論で入ってしまうと、あまり具体的な形はできないと思います。各流域で既に動いているところはたくさんあるわけですから、そういうところでどういう人たちがどういうネットワークでどういう場でやっているかというところに学んでいけば、おのずと具体的イメージは出てきます。

例えば赤野井湾流域協議会は住民だけで動きましたが、住民が集めたものを社会的に進めるためには、琵琶湖研究所と組まなければいけないと思います。また、子供たちを参加させるためには様々な新しいツールが必要ということで、NTTと連携する等様々な動きながら連

携軸をつくっていくことが考えられます。それは必ずしも立派な建屋の中でやっているわけではなくて、小さなサロンみたいなところでやっているのですが、そのサロンに果てしなくネットワークが広がっていく中で、まさに村上委員の言う社会実験の実績がだんだん上がっていったというわけです。そういうところに学んだ形をつくっていくと、拠点論というのもおのずと出てくる気がします。

田中真澄委員

最初からあまり完全なものを求めると、これだけ複雑な広範囲の問題ですので、簡単にはいかないと思います。まず出発点として何らかの基本を置いていくべきだと思います。

先ほど流域、或いは地域の問題も出ていましたけど、私は、流域地域の人々の、例えば上流と下流の人の住民参加における話し合い等も、非常に必要になってくると思います。文化や歴史等も全然違うことがありますので、そのような下流、上流の住民の交流という参加の仕方も仕組みの中に是非加えて頂きたいと思います。

村上委員

先ほど申し上げたことの繰り返しになるのですが、藤井委員がおっしゃったように、仕組みをどうつくりかと思ってつくっても、結局、その後維持できないことが多いのです。必要性をつくれれば形はできるのです。生き物の形もそうなのです。いろいろな環境要因の中で、いろいろな形ができていくわけで、状況をつくれればシステムはできると私は思います。

例えば住民参加のあり方として、河川レンジャーの他にもいろいろなことを書いています。情報を住民と共有しようとか、住民と協力的にやろうということを書いているのですけれども、それを担保する仕組みが、レンジャーと拠点施設という形では足りないと思います。

先ほど言ったことをもう1度端的に言いますと、事業をやる時の手続のあり方等を見直す必要があるのではないかとことです。それを今回の河川整備計画の中に入れたらどうかと思います。

例えば事業をする時の住民との対話の仕方の手引き、現場の人が使える手引きをつくるか、それが各事務所にあるだけで違うと思います。説明する時にはこのように資料をつくれとか、子供たちと対話する場所を必ず持つように努力しなさいとか、そういうことが書いてあるものが各現場に行けば、それだけで違うのではないかと思います。

そういう現場で使えるものをつくって、住民が参加して行って、住民の努力が生かされるような仕組み、体制を行政側からまずつくるということを、今回の事業を進める中でやってもらいたいというのが、私の強い願いとしてあるのです。これは大事なところだと思うので、討議して頂きたいと思います。

三田村部会長

予定している時間を少し過ぎております。一般傍聴者からの意見聴取の時間をなくすこと

は避けたいと思いますので、この辺で打ち切らせて頂いて、18ページにあります(2)環境分野からは次回ということにさせていただきます。(1)計画策定、推進に関してもまだご意見がありましたら、その時に頂きたいと思います。論点という視点から次回お願いしたいと思えます。

私どもは4月21日の委員会に大筋を提出しなければならないという宿命を負っておりますので、あまり深入りしないで、論点はこれでよいかというところで大筋をまとめていきたいと思えます。次回、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議の3)住民参加に関する提言についてです。これは私どもの提言の宿題部分です。作業部会で川上委員がリーダーになって頂いてまとめて頂いたものが資料3にあります。10分程度でご説明頂けますでしょうか。その後、そのご説明に対して他の作業メンバーの方から補足説明がありましたら、お願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

川上委員

作業部会を2回開催いたしまして、まだたたき案にもなっていない報告ですけれども、資料3でご説明いたします。

1月17日に提言を近畿地方整備局の方に提出いたしました。この中で、4-8「住民参加のあり方」の具体的方法を別冊で提案するということが宿題になっておりました。作業部会はこの宿題についての的を絞りまして議論をしたところです。十分議論をまだ尽くしていません。従って、プロセスの資料だにご理解を頂きたいと思えます。

12月末に近畿地方整備局の方から説明資料(第1稿)を頂きました。これに基づいて、2月16日から3月9日にかけて、各工事事務所管内合計17カ所で説明会が開催されました。この説明会につきましては各方面から様々な評価が聞こえてきております。積極的な評価もありますし、消極的な評価もかなり多いです。そのことをここに一部書いております。その後も、近畿地方整備局では期限を設けずに様々なメディアを使って意見聴取を続けていらっしやいまして、このことは我々としても高く評価しております。

その後、今日皆さまのお手元にありますの整備内容シート(第1稿)を各委員に配付されました。これを拝見いたしますと、「実施」と「検討」とに区分けをされていますが、どういうお考えで実施になったのか、いろいろな選択肢の中から選ばれたと思えますけれども、「実施」や「検討」に至るプロセスがわからないのです。いきなり「実施」や「検討」となっているという部分があります。説明を受けた住民の方も、その辺のプロセスが理解できない部分があります。また、説明会においても意見を聞いてもらえなかったという不満も寄せられております。

そこで、河川管理者と住民とが討論できる場を設ける必要があるのではないかと、特に今回実施と書かれて提案されているものについては、今後の住民との合意形成をどう考えていらっしやるのか、その辺のことも問題であるということで、資料3の4ページをご覧頂きたいのですけれども、このようなフローで意見聴取とその反映をされてはいかだろうかという

ことを、作業部会では議論いたしました。

この内容について特に詳しい山村委員の方から、ここに至ったプロセスを私よりも詳しくご説明頂けると幸いです。よろしくお願いいたします。

山村委員

時間がないので、簡単に説明させていただきます。

資料3の4ページのフローで、上に説明資料(第1稿)というのが出て参りますが、この説明資料(第1稿)の中身を見ますと、具体的な計画の内容ではなく、まだ固まっていないプログラムレベルのものであると思われます。今回出ました整備内容シート(第1稿)では、もう少し具体化されて中身が出てきております。さらにこれから後に、より具体的な計画内容が順次追加されて出てくることが予測されます。

説明資料(第1稿)については説明会が開催されました。問題は、この説明会の性格なのです。環境影響評価法の場合には説明会と公聴会とを分けております。説明会だけをやりますと、そこで反対意見等が出て討論のようなことが行われることはないのです。従来は説明会といえ、意見、質問があったら言って下さい、聞きますという程度で終わってしまうのです。

住民参加の場合、もう1つ討論会、公聴会というようなものがが必要です。住民参加における公聴会の中身ですけれども、従来の聞き置き式ではなくて、対話集会或いは対話討論会というのがあると思います。縦割りの問題がありましたから、河川管理当局だけではなくて、関係省庁も含めて委員会と関係住民、それから関係省庁・機関、自治体で対話集会というのをやるということです。その時に、例えばある1つの施設に対して反対だという意見を出してもらう時には、具体的にその代替案の提示を出してもらいます。代替案は、文章である場合も、具体的な計画内容を図面で描いてもらうこともあるかと思います。

例えば先ほどの議論で言いますと、河川レンジャーに対して議論がたくさん出てきたのですけれども、それを延々と繰り返していますとなかなか収拾はつかないですから提案する人は、私の提案する河川レンジャーとか、或いは名前も含めまして、こういうものであるということを出してもらうということです。そうして具体的な対案を出されて、それをさらにワークショップでまず検討して、それをもとにして説明資料の改訂を何回か繰り返して行って、その積み重ねで、これは原案の途中で実施されるということもあるかと思われますけれども、最終的に原案を策定して、委員会からの意見、住民、自治体からの意見をさらに聴取しながら、河川整備計画を策定、或いは実施していくという形をとるべきではなかろうかということです。

フローの中で、説明資料の改訂(第n項)というまでのところを基本モデルとし、この基本モデルを改訂ごとに何回も繰り返していくことが必要だと思います。その過程の中で、ある一定の施設について、合意形成がされているものについては実施していくことが可能ではないかと思うわけです。

要するに、河川管理者にもう一度これを書き直して下さいというのではなく、具体的な案

を出してもらおうということです。それを皆で討議するようにしないと、なかなか進まないのではないかということです。

参考にできるものとして参考資料2-1、環境省が出しました参加型の手引きがあります。これも全面的によいとは限りませんが、段階別にいろいろな方法を取り扱っております。説明資料(第1稿)というのは、参加型アセスの手引きの36ページに書いてある方法書にあたるものではないかと思われます。

具体的に細かい内容が書かれていきますと、準備書というものになっていきます。一遍に固まったものは出てこないですから、それぞれのレベルにおいてつくられたものについて住民参加をしていくことが必要と思います。

三田村部会長

この一般意見の聴取反映方法については4月21日の委員会に提出することになっております。川上委員を中心として最終的にまとめた完成版を部会に提出して頂いて、その後委員会に報告ということになります。お含みおき下さいますようよろしくお願いいたします。

川上委員

そのように進めたいと思っております。

資料3の3ページをご覧頂きたいのですが、対話集会、或いはワークショップ(提案集会)を円滑に進めていくための、開催方法と留意事項についてということで、1番目にファシリテータ(進行・調整・まとめ役)という役割の人が必要であると書いています。ファシリテータというのは淀川水系流域委員会の委員が務めるのか、或いは委員以外の学識経験者等が務めるのか、その辺はまだ議論の余地があるかと思っておりますけれども、ここでは委員以外の学識経験者という1つの例を挙げております。2番目、3番目の情報公開、或いは参加・傍聴の自由というのは当然のことです。

その結果得られた説明資料の最終案、或いは河川整備計画原案等につきまして、それをつくるプロセスにおきまして、どのように結果を反映するかということですが、第1案としては、河川管理者が決められるという従来通りのスタイルです。第2案は、その具体的な反映について、淀川水系流域委員会が関わるというものです。

5ページのB.聴取意見を計画に反映するための判断基準に参ります。実は作業部会ではB以降のところは削除すると申し上げたのですが、検討して頂く材料としては残した方がよいのではないかとこの庶務との相談によりまして、ここに添付させて頂いております。判断基準的なものが要るのではないかと、また反映の態様や結果の情報公開等についてを参考資料として添付しております。

三田村部会長

作業部会のメンバーの方で他に補足される方はありますか。

塚本委員

補足ではないのです。

作業部会の延長として、この部会で聞いて頂きたいと思います。

代替案の話ですけれども、日本というか我々ではなかなかなじまないところがあります。山村委員に伺いますと、この理念は非常に有効なのですけれども、本当に住民参加として一般になじむためには、これをより理解されるためにも、私は提案というのも同じようにつけたらどうかと思います。提案、代替案という形です。

提案と代替案というのは違まして、ある形を決めて出すということになりますと、どうも日本の、或いは我々の暮らしているところでは、2つに分かれてしまう可能性が十分あるのです。初めからその固定観念を持ってしまうところがあるので、もう少し重要な要因等を入れられるような提案というものもあってよいのではないかと思います。ですから、言葉としては、提案と代替案というのを2つ入れてはどうかと思います。3ページの1番目です。

もう1つ、学識経験者というのが出てくるのですが、これも幅がありまして、実際に現状をよく知っているまた現場の体験、経験がある、或いはそれに近いものを持っておられる方でないと、学識経験者が参加されてもあまりプラスにはならないと思います。委員会、或いはやっていく者自身の中で、これは参考だと思うことに対して登場して頂くというのが非常に有効ではないかと思えます。そういう意味での学識経験者であって欲しいと思えます。本当に学識経験者として幅広く実態をよく知り、それに対するプロセスも知っておられる方は、数少ないけどおられますから、この2つの幅をただ学識経験者として一まとめにしてしまうのはどうかと考えます。

もう1つは、今まで出前でやっておられますね。河川管理者の方から実態、今行われている説明会の状況をお話し願えれば、非常に参考になると思います。

三田村部会長

今、ご説明と言いますか、ご注文も含めてお話し頂きましたが、ここで提言の作業部会の委員にこの案に対するご意見を頂きたいと思えます。

本多委員

資料3の4ページのフローの中に関係住民という言葉が使われており、その定義が2ページに書かれています。2つのことが書かれていまして、新たに関係住民と定義をされた言葉と、これまで国土交通省が使われていた意味合いとが2ページの中央辺りに書かれています。

私は、ダム部会でもこの関係住民という言葉の定義について随分議論があったと記憶しています。ここで、関係住民の定義を従来の関係住民の定義とは違うように変えられたというのは、私は賛成です。但しこれでいきますと、近畿地方整備局はこの関係住民という言葉を我々の提言に基づいて使われるかもしれませんが、もし本省へ行かれていろいろ議論をされる時に、他の整備局は昔ながらの定義で関係住民という言葉が使われ、近畿地方整備

局の人は新しい提言を受けた言葉で使われるということになりますと、1つの言葉をめぐってちぐはぐが起ってくる可能性もあります。新しい定義をされたのであれば、「関係住民」としてまた昔の言葉は生きているかもしれませんが、例えば、「関連住民」等の違う言葉にして、新しい定義ということを表現した方が、混乱がないのではないのかと思います。

「関連住民」という表現は思いつきなので、違う言葉があればよいかと思いますが、従前の関係住民と新しく定義された関係住民との違いがはっきりわかるような表現に変えた方がよいのではないかと思います。

塚本委員

本多委員が言われますように、整備局によって違うのですよね。しかし、言葉を一緒におくことによって、その実態がよくなった場合に、影響を与えるという意味で、落差とかいろいろなことが起ってくること自身が、私は有効ではないかと思います。統一するのではなく、言葉はそのまま使ってはどうかという意見です。

三田村部会長

段取りといたしまして、4月21日の委員会に提出しなければなりませんので、作業部会以外の方々から、このような内容を盛り込んで頂きたい等のご意見をちょうだいいたしまして、川上委員の方でまとめて頂きたいと思います。

荻野委員

4ページのフローのところなのですが、説明資料(第1稿)から最後の河川整備計画策定までの間に、河川管理者による説明会の開催がまずあります。対話集会、対話討論会が次にあり、3番目に提案集会、4番目に最後のまとめの会合があって、最終的にでき上がるという仕組みになっています。こういう手順を踏んで住民の意見を聴いたということにされているわけです。

河川整備計画策定というのがそれ自身非常に大きいものです。このとてつもない大きな計画をこれでやっていくと、どういう時間と労力が必要なのかという気がするのですが、何かもし具体的にこのような感じというものをもちでしたら、それは言っておいてもらった方がよいと思います。

塚本委員

これはあくまで素案で、基本的な考え方ですので、合意のもとに会によっては飛ばしてよいものもあると思います。恐らくこれをやっていく実態というのは、連絡会議とかいろいろな地域の仕組みがだんだんできてくれば、このありようというのは有効になっていくのではないかと思います。住民や流域の人たちの実態自身ができてくれば、これはある有効性があります。基本的な1つのベースとしてはよいのではないかと考えます。

嘉田部会長代理

委員として発言してよろしいでしょうか。

以前、様々なタイプの住民なり関係住民がいるということで、住民のタイプによって、こういう戦略が必要だということをまとめた資料がありました。その辺を生かして頂くことが大事ではないでしょうか。資料3の2ページ等は、ある意味ではとても基本的なところへ戻ってしまった気がして、今までの議論の積み重ねができてないと思います。直接の利害関係者と流域住民、特に普段関わりを持ってない、関心を持ってない人とは、戦略なり反映の方法なりが全く違うわけですから、その辺をうまく生かした形で4月21日に持っていけたら、今までの蓄積ができてくると思います。それが1点です。

もう1点、これは個人的趣味なのですが、2ページのところで、「それ以外の国民、さらには地球市民」、これは飛び過ぎているのではないのでしょうか。地球市民というのを入れるならそれなりの説明が必要です。たとえば地球上の水の循環の中でこう関わっているから、それこそ62億の人々の関わりが必要だということも必要です。つけ足しにしては軽過ぎてしまいますし、除いた方がよいというのが個人的な意見です。

藤井委員

川上委員は木津川でこのような形の実践をしていらしていますから、この枠組みで、対話集会、討論集会を行いますと今までの説明会と違うのが得られそうだという実感はありますか。そうであれば絶対1歩進むと思います。

私も赤野井をめぐって水量の問題、頭首工の問題等いろいろやってきましたが、その実感を持ってここに書き込んでくれているかどうか聞かせて下さい。

川上委員

流域や地域の格差、レベルの差というのがいろいろありますので、それは一概に言えないと思います。。しかし、説明会のように言いつばなしではなく、その場でファシリテータを挟んでしっかりと討論することが、合意形成の第1歩だと思います。それが現在欠けているのではないかと思うわけです。我々の提言をできるだけ汲み取って事業に反映しようとしていらっしゃる河川管理者の努力というのは多とするところでありますけれども、そこが少し不足しているのではないかということです。

畑委員

先ほど出ておりました関係住民というところで、非常に重要なところになりますけれども、利害関係の強い住民の方々にどのように広報するか、こういう会合の場をどのように知らせるかという、その手順みたいなものも入れておく必要があると思います。特に洪水の問題等、洪水の被害に遭う危険性のある方自身が十分その現状を認識していない中で、どのようにするという方々にその内容を伝えるのか、その広報の仕方が重要である気がしております。

塚本委員

5 ページの意見を反映するための判断基準についてですが、私は(1)法適合性、(2)公益性、(3)重要性という順番が逆ではないかと思えます。というのは、今行政は網目のように、法的には皆つながっていると思いますが、本当に暮らしや川の再生をしていこうと思ったら、網目のような法の枠を少しずつ外れていかないと、或いはそこで実績をつくって、法律が追いかけてというような状況をつくらなければならないと思えます。

ですから、法律が先に適合かどうかというのは、むしろ逆にこれで担保される、或いは保証されるような背景にあるということで、住民参加で行政と一緒にやっていく場合は、逆にこれが後ろの方ではないかと思えます。反映のための判断基準の場合、順番がそれぞれ逆転した方が、内容がよくわかるのではないかと思えます。

三田村部会長

その辺も含めて、今日のご意見を組み入れて頂き、提言の完成版を作成して頂くことになります。川上委員、よろしくお願ひしたいのですが、日程のことが私どもの部会はまだ確定してないのです。4月11日は確定しております。可能でしたら4月11日に部会にご提出頂いて、4月21日の委員会に提出ということになりますが、いかがでしょうか。4月18日にもう1回会議を予定はしておりますが、中止の可能性ありということで予定しております。4月11日が迫っておりますので、作業が難しければ、18日開催ということも考えざるを得ないと思えます。

また、先ほどの説明資料(第1稿)に対する意見交換が、次の1回で終わるか不安でもありますので、18日の開催も考えざるを得ないと考えています。その辺のご判断はお願いできますでしょうか。

河川管理者の方から今の段階でご注文がありましたら、それも作業部会でお考え頂ければと思えますので、ありませんか。

河川管理者(近畿地方整備局 木津川上流工事事務所長 福田)

いろいろとご意見を頂きましてありがとうございます。これはまだ第1稿目ですので、さらに第2稿、そして最終的に原案という形になっていくと思えますけども、今フローにもありましたように、いろいろな分野の代替案も出てこようかと思えます。これも完璧なものではありませんので、皆さまには合っていないなというところもあるかもしれませんが、ひとつよろしくまたご教示頂ければと思えます。どうもありがとうございます。

三田村部会長

日程のこと、よろしいですか。

川上委員

日程は作業部会の委員の方々と相談して、ご期待に添えるようにしたいと思います。

まだまだこれは議論の最中です。今日は時間の関係もありますし、この場で議論を尽くすことはできないと思いますので、庶務の方に皆さまの意見や今日のたたき案に対するご意見を是非送って頂きたいと思っております。

三田村部会長

庶務、よろしく願いいたします。

嘉田部会長代理

日程の補足なり全体の進め方は、資料6として一枚物の資料がお手元に出しております。その資料6で改めてどこにいるのかを確認して頂きまして、1ページ目は4月21日に委員会とありますが、2ページ目に図を書いて頂いています。本日やっておりますのは、テーマ別部会の3月、4月の意見交換です。本日午後6時から、委員会があります。その後、4月21日に委員会がさらにありますが、それに向けて今、川上委員の方の資料と、それから4月11日と、もしそれで終わらなければ18日の議論を21日に持っていくという流れです。その後、地域別部会が5月、6月にありまして、その意見も入れて6月27日、それから7月が最終意見書という段取りを改めて頭に入れて頂きまして、ご準備頂けたらと思います。

山村委員

私からの提供資料ということで、参考資料2-2を説明させていただきます。

これはアメリカのカリフォルニア州における河川総合計画に対する政策環境アセスメントの事例分析でありまして、この前の作業部会で少し説明したのですけれども、この淀川水系と似た感じの計画でして、3つの段階で計画が実現されていきます。

例えば、132ページを見て頂きますと、第1段階、第2段階、第3段階とあります。第3段階が事業計画レベルということになっております。これに対して、136ページに計画アセスメントのチャートが載っております。139ページの絵を見てもらいますと、総合計画レベルで18の代替案が、第1段階で12の代替案に絞られ、最後には4つの代替案に絞られて検討されていったということですので、今度、環境問題のところを審査される時に参考にして頂いたらと思います。

三田村部会長

次に進めさせて頂きます。4)の今後の進め方についてです。ご意見はあまりないかと想像いたしますが、説明資料(第1稿)に対する作業部会等からの宿題と言いますか、委員の方々へどうということをお願いすればよいかとか、或いは河川管理者へどのような依頼をしておけばよいかというのがありましたら、ご意見を頂きたいと思えます。

本多委員

資料2-1にその宿題が出ていたと思います。役割分担がありましたが、出されている方

が田中（真澄）委員と私だけだったということで、宿題が全部出ていないように思います。これはまた延長されて宿題となると理解したらよいのでしょうか。

嘉田部会長代理

幸いというか不幸にというか、本日はまだ（1）の最初しか議論できておりませんので、私はこの部分をやると一たん言って頂いている方は、ご意見を頂けたらと思います。確かに本多委員と田中（真澄）委員のご意見が資料2-1補足の後ろの方に載っております。それをもとに私どもは論点を整理させて頂いたのですが、次が4月11日ですから、その数日前までには頂きたいのです。追加意見を各委員の方から頂きましたら、反映させて頂くチャンスがあると思いますので、よろしく願いいたします。2月27日の宿題はまだ生きているということをお願いいたします。

三田村部会長

お待たせいたしました。一般傍聴者からの意見聴取に入りたいと思います。ご参加下さっています一般の方々、ご意見はありませんか。

傍聴者（池貝）

枚方市役所の池貝と申します。記載につきましては所属、名前ともお願いいたします。また、原稿の確認についてもよろしく願いいたします。

只今のご提案の中にありました対話集会等を今後有意義に進めていくにあたりましての前提条件と思われる点について、1点だけ発言させていただきます。

昨年この流域委員会からの提言の説明会の中で、それまでに流域委員会に対しまして寄せられましたご意見とかご質問に対しては、何らかの形でご回答頂けるというお話があったわけですが、その内容をなるべく充実させて頂くことが、今後の対話集会をスムーズに進める上での前提条件かと思っておりますので、この点について1点お願い申し上げますとともに、その進捗状況についても把握されておりましたら、ご発言頂きたいということです。

庶務（三菱総合研究所 新田）

進捗のご説明をしたいと思います。

流域委員会では、これまでに大体1,000件以上の意見を頂きまして、それを幾つかの論点に分けて分類をさせて頂きまして、提言の執筆者の方々を中心にどういう議論をしてきたか、或いは提言のどこに反映させて頂いたかという冊子をまとめています。今それを最終チェック中ですので、近日中にその冊子が刷り上がるという状況です。

三田村部会長

よろしいですか。

傍聴者（池貝）

ありがとうございました。

三田村部会長

委員の方々から今のご意見に対するコメント等がありましたらどうぞ。

塚本委員

枚方市がずっとお話しされているのは、堤内、堤外、川の外と川の中のテーマだと思います。これは今後いろいろな意味で検討もされていくと思いますので、その辺にもつき合って、是非ご理解、或いは話し合ってお互いに認識していきたいと思っております。

三田村部会長

他に一般の方々からありませんでしょうか。

それでは、頂いております時間がもう過ぎておりますので、その他に参りたいと思えます。庶務の方、ご説明頂けますか。

庶務（三菱総合研究所 新田） / 住民参加2-105

先ほど川上委員から提案がありましたように、資料3についてのご意見等がありましたら、庶務の方まで頂きたいということでよろしく申し上げます。

ご紹介が遅れましたが、本日有馬委員にご参加頂いております。有馬委員は環境・利用部会の所属ですが、住民参加部会についても参加したいということで、本日の委員会で承認が頂ければ、次回から住民参加部会の正式メンバーとして参加して頂く予定になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

庶務からは以上です。

三田村部会長

有馬委員の正式参加は委員会の後ということになりますね。

庶務（三菱総合研究所 新田）

正式決定は委員会で承認されてからとなります。

三田村部会長

そういう意味では、ここでごあいさつ頂くのはやはり適切ではないと思いますが、いかがでしょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それは部会長のご判断です。

三田村部会長

次回というところちょっと間延びしますので、少し立って頂くだけでも結構です。有馬委員です。よろしくお願いいたします。

では、日程のことについて、庶務、お願いできますか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

資料6です。表に書いています。次回は住民参加部会、4月11日金曜日2時から5時の予定となっています。4月18日も一応予定としては2時から5時ということになっております。4月18日については開催の可能性が強いということですのでよろしいですか。

三田村部会長

今日の雰囲気ですと、開催せざるを得ないかなと思います。嫌だと思いの方は、次回の4月11日にがんばって終えようということになろうかと思えます。まだ不確定ですが、予定しておいて頂ければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

川上委員

作業部会の方、この後で日程調整をしたいと思えますので、お集まり頂きたいと思えます。

三田村部会長

それでは、少し時間が遅くなりましたが、閉会にさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、これもちまして住民参加部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、部屋の関係がありますので、皆さま、なるべく早く退室して頂けますよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。